

告 示

埼玉県告示第二十八号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条第二項の規定により、平成二十八年十二月二十七日付けで、次のとおり処分した。

平成二十九年一月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

商号又は 名称	氏名（法人にあつて は代表者の氏名）	主たる事務所 の所在地	処 分 の 内 容
有限会社 クアトロ	河井不二男	埼玉県羽生市 東七丁目一番 地四十五	十五日間の業務の全部停 止